

国立駅周辺公共施設整備審議会条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立駅周辺に新たな公共施設を整備し、国立駅周辺の魅力を高めることを目的として、国立駅周辺の新たな公共施設の整備について審議するため、国立駅周辺公共施設整備審議会を設置するものである。

国立駅周辺公共施設整備審議会条例案

(設置)

第 1 条 国立駅周辺に新たな公共施設を整備することにより、国立駅周辺の魅力を高めることを目的として、国立駅周辺の新たな公共施設の整備について審議するため、国立駅周辺公共施設整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(1) 国立駅周辺に新たに整備する旧国立駅舎、国立駅南口複合公共施設及び国立駅東側高架下市民利用施設の施設内容、利活用計画等に関すること。

(2) 国立駅南口複合公共施設整備の事業手法及び事業者選定に関するこ

と。

2 審議会は、市長から国立駅周辺整備の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組 織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 関係団体が推薦する者 2 人以内
- (3) 市民 2 人以内
- (4) 副市長 1 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名するものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、国立市情報公開条例(平成 14 年 12 月国立市条例第 35 号)第 21 条各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶 務)

第 8 条 審議会の庶務は、まちづくり推進本部国立駅周辺整備課において処理する。

(委 任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 72 号を第 73 号とし、第 65 号から第 71 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 64 号の次に次の 1 号を加える。

(65) 国立駅周辺公共施設整備審議会委員

第 4 条中「第 2 条第 15 号から第 69 号まで」を「第 2 条第 15 号から第 70 号まで」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 70 号から第 72 号まで」を「第 2 条第 71 号から第 73 号まで」に改める。

別表第 2 中

「

まちづくり審議会委員	” 9,100 円
------------	-----------

を

」

「

まちづくり審議会委員	” 9,100 円
国立駅周辺公共施設整備審議会委員	” 9,100 円

に

」

改める。